

公 告

筑後川河川事務所管内における電気通信施設（光ケーブル）の 災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和2年1月17日

国土交通省九州地方整備局
筑後川河川事務所長 松木 洋忠



1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

災害時に筑後川・矢部川水系に敷設している光ファイバーケーブルに被害が発生した場合に、迅速で適切な応急対策工事が行えるよう一定の参加資格を有する会社を広く公募し、令和2年度の協定を締結するものである。

(2) 基本協定区域

基本協定締結区域及びその対象企業数は、次のとおりとする。

協定対象区域	協定対象企業数
筑後川河川事務所直轄管理区間及び災害対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令等、指示された場所 筑後川河川事務所直轄管理区間は ①筑後川水系上流域（日田出張所、吉井出張所、片ノ瀬出張所管内） ②筑後川水系下流域（久留米出張所、大川出張所、諸富出張所管内） ③矢部川水系（矢部川出張所管内）	3社程度

(3) 基本協定期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、次に掲げる技術資料を総合的に評価する評価方式により、協定締結業者を選定する。

- ①工事基地の位置 ②配置可能技術者数等 ③光ケーブル敷設の実績
④資機材等の調達 ⑤災害協定等の締結実績

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たって、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生が無かった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

(6) 基本協定に基づき施工業者等と工事請負契約を取り交わす時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成31・32年度の通信設備工事に係る一般競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を令和2年4月1日時点において受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く）でないこと。

(4) 本協定は災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性を図る必要があることから、協定締結対象業者は、単体企業または経常建設共同企業体で競争参加資格を満足する社であること。なお、経常建設共同企業体にあつては、本協定締結後令和3年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

(5) 本協定を希望する者は、九州地方整備局管内に本店、支店又は営業所が所在し、また派遣技術者が所属する部署の所在地が、福岡県内、佐賀県内又は大分県内にあること。

また、緊急事態発生に伴う協力要請があつた場合、筑後川河川事務所へ概ね2時間程度で到着できる体制を確保できること。

(6) 協定締結参加意志確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項

技術資料等説明資料に示す各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2番1号

国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所（電話 0942-33-8828）

担当： 防災情報課長 内田 康之（内線281）
保全対策官 安達 正敏（内線402）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間： 令和2年1月17日（金）から令和2年2月7日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ②交付場所： 上記4（1）に同じ。
- ③交付方法： 手渡し、又は希望により郵送も可。

(3) 協定締結参加資格確認申請書、技術資料の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間： 上記4（2）①に同じ。
- ②提出場所： 上記4（1）に同じ。
- ③提出方法： ファックス又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。
ファックス番号 0942-35-0224（防災情報課）
※① ファックス送信宛先は「防災情報課 安達」とする。
※② 送信後は必ず着信を確認してください。

5. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については「技術資料等説明書」による。
- (2) 本協定締結後は、工事種別が電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事において、総合評価入札制度の評価対象となる。